

III 経営形態比較表

- 地方公営企業法一部適用
- 地方公営企業法全部適用
- 地方独立行政法人（非公務員型）
- 指定管理者制度
- 民間譲渡

項目		地方公営企業法		地方独立行政法人 (非公務員型)	指定管理者制度	民間譲渡	
		一部適用	全部適用				
基本的事項	開設者	地方公共団体			医療法人等		
	運営責任者	地方公共団体の長 事業管理者 (特別職) ・地方公共団体の長が任命 ・「予算の調製」、「議会への議案提出」、「決算の審査、認定の付議」、「過料を科すこと」を除き事業管理者に運営の権限が付与されます。 ・あくまでも地方公共団体の補助機関です。	理事長（法人の長） ・地方公共団体の長が任命 ・職員の任免、組織、予算など運営に係る権限は理事長が有します。	指定管理者 ・職員の任免、組織、予算など運営に係る権限は指定管理者が有します。	医療法人等の長		
政策医療の確保	位置付け	地方公共団体の一部 公営企業であることから、政策医療の提供は確保されます。		独立した法人 ・地方公共団体が議会の議決を経て定款を定め設立します。	公設民営制度 ・地方公共団体が施設を整備し、独立した法人に病院の運営管理全般を包括的に委ねます。	民間医療法人等	
				地方公共団体が示した中期目標（3年～5年）に基づき事業を実施するため、一定の公共性は確保されます。	協定により、政策医療の実施を義務付けることは可能ですが、公的関与は相当薄れることとなります。		

項目		地方公営企業法		地方独立行政法人 (非公務員型)	指定管理者制度	民間譲渡	
		一部適用	全部適用				
政策医療の確保	一般会計からの繰出	地方公営企業法に基づき「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」、「当該地方公営企業の性格上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」については一般会計が負担します。	法律において財政面における政策医療の提供が担保されます。		地方独立行政法人法に基づき地方公営企業に準じた取扱いとなります。	政策医療実施に係る一般会計からの財政措置が必要となります。	政策医療実施に係る一般会計からの財政措置を求められる可能性があります。
効率的な経営	組織	設置条例で規定		理事長が決定	指定管理者が決定	医療法人等の長が決定	
	任命職員の	地方公共団体の長 が任命	事業管理者が任命	理事長が任命	指定管理者が任命	医療法人等の長 が任命	
	定員	上限あり ・条例で規定 職員の採用等で制限を受けます。		制限なし ・中期計画の範囲内で法人が設定します。	制限なし 弾力的な人員配置が可能となります。	制限なし	
	職員の給与	条例で規定 ・地方公共団体と同一の給与制度です。	事業管理者が決定 ・独自の給料表設定が可能です。 ・給与の種類と基準は条例で規定します。 実態としては、市長部局や他の全部適用事業との均衡を考慮し、それらの給与制度に準じる運用事例が多く見受けられます。	法人の規程により決定	指定管理者の規程により決定	医療法人等の規程により決定	

項目	地方公営企業法		地方独立行政法人 (非公務員型)	指定管理者制度	民間譲渡
	一部適用	全部適用			
効率的な経営	予算	<p>地方公共団体の長が作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の議決が必要です。 	<p>事業管理者が原案及び説明書を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首長が調製 ・議会の議決が必要です。 <p>病院の意向を反映させやすくなるが、一般会計からの繰入があるため、予算全体に対して協議が求められます。</p>	<p>中期計画の範囲内で理事長が作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の議決は必要ありません。 	<p>指定管理者が作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の議決は必要ありません。 <p>病院の意向に沿った中長期的な視点に立つ予算の編成が可能となります。</p>
	決算	<p>地方公共団体の長が調製</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会が認定 	<p>事業管理者が調製し、関係書類を地方公共団体の長に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会が認定 	<p>財務諸表を作成して地方公共団体の長に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の長は議会へ報告義務があります。 	<p>地方公共団体の長に対し、毎年度、事業報告書を提出</p>
	契約	<p>地方公共団体の長が契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度を超える契約は、長期継続契約以外は債務負担行為が必要となります。 ・随意契約の場合、金額等の制限があります。 	<p>事業管理者が契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	<p>理事長が契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営企業のような制約はありません。 	<p>指定管理者が契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営企業のような制約はありません。 <p>複数年契約など多様な契約形態が可能となります。</p>
	資金調達（長期）	起債		<p>設立団体（地方公共団体）から借入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自での借入、起債はできません。 <p>設備投資を行う際に、地方公共団体の関与を受けることになります。</p>	独自調達

項目		地方公営企業法		地方独立行政法人 (非公務員型)	指定管理者制度	民間譲渡
		一部適用	全部適用			
効率的な経営	資金調達	一時借入金 ・予算の限度額内で借入が可能です。	一時借入金 ・中期計画の範囲内で借入が可能です。		独自調達	
	運営計画	制度なし	地方公共団体の長が示した中期目標に基づき法人が中期計画を策定します。 ・中期目標、中期計画は議会の議決が必要となります。 ・法人は中期計画に基づき年度計画を作成し、設立団体の長に提出します。 ・年度計画は議会の議決は不要です。		制度なし	
	実績評価	制度なし	第三者機関である評価委員会が評価を行います。 ・事業年度ごと ・中期目標の期間終了後		制度なし	
移行の円滑性	職員の身分	地方公務員	法人職員 (非公務員) ・「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」による派遣があります。 身分が非公務員となるため、処遇問題など調整に相当の労力と時間が必要となります。	指定管理者職員 (民間職員)	医療法人等職員 (民間職員)	現職員は退職となり、継続して雇用された場合についても身分は非公務員となるため、処遇問題など調整に相当の労力と時間が必要となります。

項目	地方公営企業法		地方独立行政法人 (非公務員型)	指定管理者制度	民間譲渡
	一部適用	全部適用			
移行の円滑性	現職員の継続雇用	現行のまま地方公務員として勤務します。	別に辞令がない場合は自動的に法人職員に移行となります。	指定管理者と新たに雇用契約を締結する必用があります。 ・現職員の継続雇用について、指定管理者と事前協議が必要となります。	医療法人等と新たに雇用契約を締結する必用があります。 ・現職員の継続雇用について、医療法人等と事前協議が必要となります。 現在の労働条件が保証されない場合は、職員が大量に退職し、医療サービスを提供できなくなる場合も想定されます。
	労働基本権	争議権なし		労働三権付与 争議権の行使により、利用者に影響を及ぼす可能性があります。	
総括	制度のメリット	予算の議決や決算の認定などを受けることから、市民の代表である議会の意向が病院運営に反映されます。 経営に関する広範な権限が事業管理者に付与されるため、制度的には効率的、弹力的な運営を行うことが可能となります。 予算の議決や決算の認定などを受けることから、市民の代表である議会の意向が病院運営に反映されます。	理事者独自の意思決定に基づく臨機応変で自律的な運営が可能です。 柔軟かつ迅速な組織・人事管理や弹力的な予算執行により機動性のある効率的な事業運営が期待できます。 運営実績は外部機関の評価を受けることから、事業の透明性が確保されます。	民間事業者の経営ノウハウを幅広く活用した病院運営が期待できます。	民間事業者の経営ノウハウを幅広く活用した病院運営が期待できます。
	制度のデメリット	地方公共団体の長に病院運営の権限があることから、病院の状況に対応した機動的、弹力的な運営は一般的には行きにくいと考えられます。	事業管理者の人事費が増加となります。 医療と経営の両方に精通している人材の確保が課題となります。	新たな経費負担が発生します。 (経常経費) ・理事長等に係る役員報酬 ・管理部門拡充に伴う人件費 ・職員採用試験実施経費 ・雇用保険料	譲渡を受ける医療法人等がない場合が想定されます。

項目	地方公営企業法		地方独立行政法人 (非公務員型)	指定管理者制度	民間譲渡
	一部適用	全部適用			
総括 制度のデメリット		<p>労務管理を病院事業単独で行うことから、管理部門拡充による人件費等が増加します。</p> <p>条例、規則等の整備に係る事務負担が増加します。</p>	<p>(一時的経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな人事制度の導入や会計基準が公営企業会計から地方独立行政法人会計基準に変更となることによる人事・会計システム導入(変更)経費 ・資産管理システム導入経費 ・名称変更に伴う施設表示板、封筒等の作成経費 <p>定款や諸規則の策定、労使交渉など、法人設立までに相当の時間と労力が必要となります。</p> <p>移行職員の退職給与引当金の計上や企業債の資本から負債への振替など財務面での課題が存在します。</p> <p>中期計画や年度計画の策定、労務管理など移行後の事務負担が増大します。</p> <p>計画の達成を重視するあまり、政策医療の水準が低下するおそれがあります。</p> <p>適用事例が僅かであることから、移行した場合の成果の検証が不十分です。</p>	<p>経営難など指定管理者の都合により診療ができなくなる場合が考えられることがから、政策医療の確保が損なわれる可能性があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>後継となる指定管理者の迅速かつ円滑な確保が重要となります。</p> </div> <p>指定期間終了後、改めて指定管理者を募集しなければならないことから、事業継続の円滑性が課題となります。</p> <p>運営に関して自治体の関与が薄くなることから、協定締結以外の件について自治体の意向を運営に反映させるためには、協議が必要となる場合があります。</p> <p>現職員は全て退職となるため、一時に多額の退職金が発生します。</p> <p>経済性を優先するあまり、政策医療の水準が低下するおそれがあります。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>政策医療の水準の低下や実施の継続が困難となる場合が想定されることについて、事前に住民の十分な理解を得ておく必要があります。</p> </div>	<p>経営難など医療法人等の都合により診療ができなくなる場合が考えられることから、政策医療の確保が損なわれる可能性があります。</p> <p>現職員は全て退職となることから、一時に多額の退職金が発生します。</p> <p>企業債の繰上償還が必要となります。</p> <p>経済性を優先するあまり、政策医療の水準が低下するおそれがあります。</p>